

高崎市・安中市消防組合障害者活躍推進計画

令和2年4月

高崎市・安中市消防組合 管理者

1 策定趣旨

令和元年6月に障害者雇用促進法が改正され、障害者の雇用を一層促進するため、地方公共団体が自ら率先して障害者を雇用する責務が明らかにされるとともに、厚生労働大臣が定める障害者活躍推進計画作成指針に即して障害者活躍推進計画を作成し、公表することとされました。

当消防組合においては、業務の特殊性から障害者に限定した職員の採用は行っていませんが、法改正の趣旨に鑑み、障害のある職員の活躍をより一層推進し、様々な職員が能力を発揮する多様性のある職場づくりを通じた行政サービスの向上を図るため、この度「高崎市・安中市消防組合障害者活躍推進計画」を策定しました。

本計画に基づき、障害のある職員を含むすべての職員が働きやすい職場づくりに向けて、着実に取り組んでいきます。

2 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とします。

3 周知及び公表

計画の策定又は変更を行った時は、消防局内掲示板へ掲載し職員への周知を図るとともに、当消防局ホームページへの掲載により公表します。

4 障害者雇用に関する課題

職務の特殊性から、これまで障害者に限定した職員の募集・採用は行っておらず、受験資格には一定の身体基準を設けています。

※消防吏員は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定により、障害者雇用率の算定対象から除かれています。

5 目標

(1) 採用に関する目標

今後も障害者に限定した職員採用を行うことは困難ですが、障害の有無に関わらず、能力本位による公平な選考を行うこととします。ただし、募集に当たっては職務の特殊性から、受験資格には従来どおり一定の身体基準を設けます。

(2) 定着に関する目標

障害者である職員の採用が行われた場合、又は在職中に障害者となる職員が生じた場合、不本意な離職を極力生じさせないこととします。

6 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する整備体制

- ・ 障害者雇用推進者として、消防局総務課長を選任します。
- ・ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、適正に選任します。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

障害者である職員の採用が行われた場合、又は在職中に障害者となる職員が生じた場合において、身体障害等により業務遂行が困難であるなどの相談があった場合は、労働局等関係機関に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討します。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じ、障害者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならないよう適切に対応します。

(4) その他

国等による障害者就労施設等からの物品の調達等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。